

令和5年9月27日

入札参加資格を有する事業者のみなさまへ

南国市財政課

令和5年10月以降の入札・契約制度運用について

南国市では、入札・契約制度のさらなる適正化をはかるため、下記のとおり運用を変更します。令和5年10月1日以降に指名・公告する入札案件から適用するものといたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 質疑受付及び回答閲覧方法の変更について

利便性を向上させるため、これまでの持参に加えて FAX または電子メールでの提出を可とします。また、回答は 閲覧室及び本市ホームページにおいて公表することとします。

(※質疑書への押印はこれまでどおり必要です。)

	変更前	変更後
質疑提出方法	各課へ持参	財政課へ持参 FAX：088-880-6593 電子メール： n-nyusatsu@city.nankoku.lg.jp ※FAX または電子メールの場合、財政課（088-880-6552）へ受信確認を行うこと
回答閲覧方法	閲覧室で公表	閲覧室及び本市ホームページにおいて公表

2. 電子契約の導入について

これまでの契約書作成に替えて、電子契約システムによる契約締結を開始します。手順などの詳細は、電子契約に関するお知らせをご覧ください。

なお、案件により契約書作成が必要な場合があります。また、電子契約を希望しない場合は、従来どおり契約書作成を行います。

3. 契約締結日の見直しについて

金額・業種・入札方法を問わず、全ての入札案件において契約締結日を入札日の1週間後とします。(ただし、案件により前後する場合があります。)

4. 電子保証の導入について

契約保証のうち、西日本建設業保証株式会社による契約保証、前払金保証及び中間前払金保証について、関連会社である日本電子認証株式会社による保証確認サービス「D-Sure」を利用した電子保証を導入します。従来の保証証書の提出に代わり、電子証書をシステム上で確認できる仕組みです。

電子保証を希望する場合は、落札後に契約担当までご連絡ください。なお、西日本建設業保証株式会社以外が行う契約保証は、電子保証での対応はできません。

5. 南国市競争入札心得の改訂について

電子契約の導入に伴い、南国市競争入札心得の一部を次のとおり改訂します。

現 行	改訂後
<p>(契約書の提出等)</p> <p>第20条 落札者は、落札決定の日から契約担当者の指定する日までに<u>交付された契約書の案に記名押印し、契約担当機関に提出しなければならない。</u></p> <p>2 落札者が<u>前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないとき</u>又は当該落札者と契約を締結することが著しく不適当と認められるときは、第11条、第12条及び第13条にあっては政令167条の10第1項の規定により、第14条にあっては政令167条の10の2第2項の規定により、落札決定を取り消す。</p>	<p>(契約書の提出等)</p> <p>第20条 落札者は、落札決定の日から契約担当者の指定する日までに<u>次の各号に掲げるいずれかの措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、契約担当機関に提出すること。</u></p> <p><u>(2) 契約内容を記録した電磁的記録に地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の総務省令で定める措置又は建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第3項の国土交通省令で定める措置を講じること。</u></p> <p>2 落札者が<u>前項各号に掲げるいずれかの措置を講じないとき</u>又は当該落札者と契約を締結することが著しく不適当と認められるときは、第11条、第12条及び第13条にあっては政令167条の10第1項の規定により、第14条にあっては政令167条の10の2第2項の規定により、落札決定を取り消す。</p>